

まちかど救急ステーション標章交付制度に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置するなどの要件を満たした事業所等（以下「まちかど救急ステーション」という。）にまちかど救急ステーション標章（以下「標章」という。）を交付する制度を設け、市民が不慮の事故や急病で呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合に、直近のまちかど救急ステーションのAEDにより、除細動を行い、市民を救命できる体制を推進することを目的とする。

(AED設置の推進)

第2条 消防局長（以下「局長」という。）及び消防署長（以下「署長」という。）は、AEDの有効性を含め地域内の事業所、市民等に広報するとともに、AEDの事業所等への設置を推進する。

2 署長は、応急手当の円滑な実施により、安全で安心なまち「こうべ」を実現するため、一定の要件を満たす事業所等に対し、標章を交付することができる。

(標章交付要件)

第3条 標章については、次の各号に該当する事業所等のうちから署長が適当と認めたものに対して交付する。

- (1) AEDが設置され、適切な維持管理がされていること。
- (2) 不特定の市民等の求めに応じて、AEDを提供（貸出）することに同意されていること。
- (3) 協力時間中（営業時間等とは関係なく実際にAEDを提供できる時間）は、AED等の資器材を速やかに提供できる体制が整えられていること。
- (4) 事業所等の名称・所在地等を神戸市のホームページや広報誌等により、市民等に広く広報することに同意されていること。

(標章交付申請)

第4条 標章の交付を申請する事業所等の代表者は、まちかど救急ステーション標章交付申請書（様式第1）（以下「標章交付申請書」という。）により、所轄署長へ申請するものとする。

(標章の交付)

第5条 前条の申請を受けた署長は、第3条各号に定める事項について適合していると認める場合は、消防0A台帳に登録し、まちかど救急ステーション標章交付証（様式第2）（以下「標章交付証」という。）及び標章（様式第3）を交付するものとする。

2 署長は、標章交付証を交付前に、電子決裁にて関係所属へ合議するものとする。

(標章の掲示)

第6条 標章を交付された事業所等は、標章を事業所等の出入口、AED設置場所等公衆が見やすい場所に掲示する。

(廃止・変更に関する届出)

第7条 標章を交付された事業所等は、交付要件を満たさなくなった場合、又は、標章交付証の記載事項に変更があった場合は、まちかど救急ステーション（廃止・変更）に関する届出書（様式第4）により、署長に届け出るものとし、廃止の際は、標章交付証及び標章を返納するものとする。

2 署長は、前項の届出について、標章の交付要件を満たさない、又は、標章交付証の記載事項に変更があったと認めたときは、消防0A台帳の情報を削除、又は、修正し、電子決裁にて関係所属へ合議するものとする。また、標章交付証の記載事項に変更があった場合は、新たに標章交付証を交付するものとする。

(標章交付の取消等)

第8条 署長は、標章交付の事業所等に第3条各号に該当しない事由等が生じたとき、又は、その他交付しがたいと認められる事由があるときは、交付を取り消すことができる。

2 署長は、前項の規定により、標章の交付を取り消した場合、消防0A台帳から情報を削除し、標章交付証及び標章の返納を求め、電子決裁にて、関係所属に合議するものとする。

(定期調査)

第9条 署長は定期的に標章を交付している事業所等に対して、登録内容等に変更がないか調査を行うものとする。

2 署長は、前項の調査により登録内容等の変更を認めたときは、第7条に準じて届出させるものとする。

(事業所等の責務)

第10条 標章交付の事業所等は、従業員等に対し応急手当に必要な知識・技能の指導育成に努めるものとする。ただし、終日にわたり無人となる事業所等の場合はこの限りではない。

(消耗品の交付要件)

第11条 局長及び署長は、市民等が不慮の事故や急病で呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合、直近のまちかど救急ステーションのAEDを市民等が借用し、使用した場合において、一定の要件を満たした場合に限り、借用元のまちかど救急ステーションへ消耗品を交付することができる。

2 交付することができる消耗品は、以下の通りとする。

(1) AED使い捨てパッド

3 交付するにあたり、以下の要件を満たしていること。

(1) AED使用事案発生時に、AED借用元の事業所等がまちかど救急ステーションに登録されていること。

(2) AED使用事案が、AED借用事業所外で発生し、傷病者が従業員等、AED借用事業所に関連した者ではないこと。

(3) 消耗品の交換に際してAED設置者への費用負担が発生する場合。

(4) 使用されたAEDがまちかど救急ステーション設置のAEDであることを消防職員が確認していること。

(5) まちかど救急ステーション代表者からの申請を受け、交付すること。

(6) 交付する際は、原則使用した消耗品と引き換えとすること。

(消耗品交付申請)

第12条 消耗品の交付を申請するまちかど救急ステーション代表者は、まちかど救急ステーション消耗品交付申請書(様式第5)(以下「消耗品交付申請書」という。)により、まちかど救急ステーションが設置されている場所の所轄署長へ申請するものとする。

2 申請可能な期間は、原則AED使用事案発生日から30日以内とする。

(消耗品交付申請報告)

第13条 前条の申請を受けた署長は、第11条3項各号に定める事項について調査し、適合していると認める場合は、まちかど救急ステーション消耗品交付申請報告書(様式第6)(以下「消耗品交付申請報告書」という。)を作成し、消耗品交付申請書の写しを添付し、局長へ報告するものとする。

2 局長は、消耗品交付申請報告書を受けた後に交付用消耗品を購入し、所轄消防署へ送付するものとする。

(消耗品の交付及び記録)

第14条 消耗品を受け取った所轄消防署は、まちかど救急ステーション代表者へ直接交付する。その際にまちかど救急ステーション消耗品受領書(様式第7)を徴収し、原本を救急課へ送付し、写しを消防署で保管するものとする。

2 消耗品を購入した場合は、まちかど救急ステーション消耗品交付記録表(様式第8)に記載すること。

(運用細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 10 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に効力を有する消防長のまちかど救急ステーションの標章の交付について、要綱施行後においては、消防署長の行った交付とみなす。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

まちかど救急ステーション標章交付申請書

年 月 日	
神戸市_____消防署長 宛	
事業所名 代表者名	
まちかど救急ステーション標章交付制度に関する要綱第4条に基づき、まちかど救急ステーション標章の交付を希望しますので申請します。	
AED 設置 事業所・代表者名	
所在地 (AED 設置場所の住所)	〒
AED 設置場所 (例: 1階事務室内)	
AED の台数	
AED の管理に関して	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース等 (リース等会社: _____) 消耗品等の費用発生 (有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)
協力時間 (営業時間等とは関係なく、 実際にAEDを提供できる時間)	: _____ ~ _____ :
標章の掲示場所 (予定)	
※緊急時連絡先	
担当者	氏名: 連絡先:
備考	標章交付希望数 _____ 枚
受 付 欄	経 過 欄
	台帳入力済 <input type="checkbox"/>

※ 緊急時連絡先とは、AEDの緊急使用時等の際、消防局から電話がかかってくる番号です。

様式第2（第5条関係）

まちかど救急ステーション標章交付証

神消○消第 号 年 月 日	
まちかど救急ステーション登録事業所 御中	
○ ○ 消 防 署 長	
まちかど救急ステーション標章交付制度に関する要綱に基づき、貴事業所におけるまちかど救急ステーション標章を交付します。	
交付番号	第 ー 号
事業所名	
所在地 (AED 設置場所の住所)	〒
AED 設置場所	
協力時間 (営業時間等とは関係なく、 実際にAEDを提供できる時間)	: ~ :
緊急時連絡先	

※記載事項に変更等があれば速やかに所轄消防署に届出てください。

まちかど救急ステーション標章



- ・地質 白色
- ・ロゴマーク 赤文字,ハート赤,イナズマ黄
- ・文字 青色（ただし,「AED」は赤色）

まちかど救急ステーション(廃止・変更)に関する届出書

年 月 日	
神戸市_____消防署長 宛	
事業所名 代表者名	
まちかど救急ステーション標章交付制度に関する要綱第7条に基づき、まちかど救急ステーションの（廃止・変更）について届出ます。	
廃止事由 又は 変更内容	
担 当 者	担当者： _____ (電話： _____)
備 考	

※ 廃止の際は、まちかど救急ステーション標章交付証及びまちかど救急ステーション標章を添付してください。

まちかど救急ステーション消耗品交付申請書

年 月 日

神戸市_____消防署長 宛

事業所名

代表者名

まちかど救急ステーション標章交付制度に関する要綱第12条に基づき、消耗品の交付を希望しますので申請します。

AED設置 事業所・代表者名			
所在地 (AED設置場所の住所)	〒		
まちかど救急ステーション登録番号	第	—	号
AED使用事案発生日 ※時間が不明のときは空欄にしてください。	年	月	日 時 分頃
AED使用事案発生場所	区		
AEDの種類	メーカー名 : _____		
	製品名 : _____		
	AEDの管理 : <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース (リース会社 _____)		
	消耗品の名称 : _____ 消耗品の製品番号 : _____ ※この情報を基に交付用消耗品を購入しますので、間違いがないように記入をお願いします。		
担当者 連絡先	氏名 : _____ 連絡先 : _____		
<p>まちかど救急ステーション標章交付制度に関する要綱第11条の要件に該当しない場合は、この申請書を取り下げることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>			
受 付 欄	経 過 欄		

消防局長 様

消防署長

まちかど救急ステーション消耗品交付申請報告書

別添のまちかど救急ステーション消耗品交付申請書（様式第5）に基づき、AED使用事案を調査した結果、まちかど救急ステーション標章交付制度に関する要綱第11条に定める交付要件について適合しているため、下記のとおり報告します。

記

1 まちかど救急ステーションに関する情報

- 登録事業所等名称
- 登録番号 第〇〇—〇〇号

2 AED出動事案

- 覚知日時
- 救急出動番号
- 出動場所

3 申請する消耗品

- 消耗品の名称
- 消耗品の製品番号

4 添付資料

- 様式第5（第12条関係）まちかど救急ステーション消耗品交付申請書
- 使用したAED消耗品

以上

様式第7（第14条関係）

受領書

年 月 日

神戸市 消防署長 宛

事業所名
代表者名

消耗品の名称 :
消耗品の製品番号 :
個 数 :

上記、消耗品を正に受領いたしました。

受領者
氏 名 _____

